

平成26年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第58号	平成26年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	5月30日
議案第59号	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	5月23日
議案第61号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （賛成多数）	5月30日
請願第36号	『「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書』提出を求める請願	不採択 （賛成少数）	

審査の状況

- ① 平成26年 5月23日 （正副委員長の互選・議案審査・委員会報告書協議）
- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二
- ② 平成26年 5月27日 （議案審査）
- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二
- ③ 平成26年 5月30日 （議案審査）
- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二
- ④ 平成26年 6月24日 （委員会報告書協議）
- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二

（◎は委員長、○は副委員長）

平成26年第2回(6月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第58号 平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第1号)

議案の概要

平成26年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億4,690万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ715億3,310万円とし、債務負担行為の補正及び地方債の補正を、それぞれ計上するもの。

歳出予算の主なものは、NTN株式会社宝塚製作所跡地利活用検討事業、情報ネットワークシステム管理事業、地域児童育成会待機児童保育助成事業、道路維持事業をそれぞれ増額する一方、国の補正予算により平成25年度3月補正予算に前倒し計上していたもののうち、平成26年度当初予算にも計上していた事業費を減額するもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では社会保障・税番号制度システム整備費補助金、防災・安全交付金を、県支出金では消費者行政活性化基金補助金を、寄附金では奨学基金に対する寄附金を、繰入金では財政調整基金とりくずしをそれぞれ増額する一方、国庫支出金では社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金を、繰入金では公共施設等整備保全基金とりくずしを、市債では市営住宅整備事業債、小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債を、それぞれ減額しようとするもの。

債務負担行為の補正では、社会保障・税番号制度対応システム改修業務委託料を追加しようとするもの。

地方債の補正では、市営住宅整備事業債、小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債の限度額をそれぞれ減額しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- ・情報ネットワークシステム管理事業
- ・社会保障・税番号制度対応システム改修業務委託料

問1 社会保障・税番号制度(マイナンバー)対応システムは、各市のシステムの現状とそのあり方などによって、改修費用に差があるのか。

答1 自治体によって、独自開発やオープン系パッケージの利用などシステムの持ち方が異なっているため、一律な金額の把握は難しい。人口でも変わってくるが、かなり大がかりな改修となるため、各自治体とも同様な規模の費用がかかると聞いている。

問2 基幹系システムの改修スケジュールとどうタイミングを合わせていくのか。

答2 ACOSホストで運用しているシステムは、平成29年7月にはマイナンバー対応システムの本格的な運用を図る必要があるため、それまでに改修が必要。基本的には平成32年度を最終として、ホストをオープン化したい。

個人住民税と収納業務については先にオープン化していくなど、できるだけ無駄のないようにしたい。

問3 個人情報保護指針に基づく評価書については、どこでどのように進めていくのか。

答3 基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3つの評価方法がある。人口や個人情報管理ファイルを取り扱う職員の人数などにもよるが、本市はおそらく重点項目評価になるのではないかと考えている。

平成27年10月に番号付番通知が始まるため、まずは住民基本台帳法に関する部分について、重点項目評価の手続きをしなければならない。全国で統一的な対応となり、日程等についていずれ国からの通知があると考えているが、今はまだ何もない。ただし、平成27年10月までには手続きを行わないといけないため、今年度または来年度早々には重点項目評価に着手し、国へ評価書の提出を行っていききたい。

問4 評価書は審議会に諮るものではないのか。

答4 一番厳しい全項目評価になると第三者評価が必要となるため、附属機関での評価が必要と考えている。

問5 マイナンバー対応システムで、当初予算に計上されていた6億2千万円余のシステム改修費との関連は。

答5 当初予算で扱っている住民基本台帳システムに対し新たな改修が必要になるため、改修費を追加。また、マイナンバー対応改修として新たに統合宛名システムの構築が必要であり、今回の補正予算で計上している。

問6 以前から決まっていたものなら、なぜ当初予算に計上できなかったのか。

答6 一つには、予算計上のタイミングは前年の10月であり、まだ不確定な部分が多かったこと。また、国の施策制度であり、具体的な手続きが確定したのが平成26年度になってからであったため。

問7 ACOSのマイナンバー対応改修は、新システムにスムーズに移行できれば、しなくても良いのか。それとも絶対しなくてはならないのか。

答7 市税収納に関しては、新たなオープン系システムを平成29年7月稼働に向けて進めているので、HOST改修は行わない。国民健康保険税、資産税については、平成29年7月までに改修が難しいことや国の情報の詳細が不明なため、改修内容が特定できず設計ができていない状況。国からの情報提供があり次第順次進めていきたい。

問8 以前、マイナンバーという新たな要素がない中での改修でも連携がうまくいかず、最終的にできなかった。それで新たにシステム改修を行おうとしているが、その上

にマイナンバーにかかる改修が乗ってくる。大丈夫と言われてもそうですかといえない状況の中で、どう臨んでいくのか。

答 8 マイナンバーに関しては、住基の部分はすでにオープン化しているが、来年1月から3月にかけて入れ替えるためのシステムを構築中であり、このシステムにマイナンバー対応の改修を行っていく。個人住民税と収納に関しては、国の方針も出ていることから、それに沿った新しいシステムを調達して対応するので、問題はないと考えている。それ以外のホストコンピューター上に残っていくシステムのマイナンバー対応が課題であるが、国の方針が決まっていないため、確定次第システムを構築していく。

問 9 新住民基本台帳に関してはG. B e _Uの開発は問題なく進んでおりそのまま使いたいが、契約上使えないため新しくシステムを構築していく必要があるということだが、以前の改修でも問題がなかったのでスムーズにいくと思う。ただし、固定資産税や国民健康保険税、医療については、以前の改修では形にならず、機能要件や開発費については見えないまま終わっている。それで本当にスケジュールどおりシステムが稼働するのか。

答 9 前回の検証の中でコンサルとも話をしたが、導入するシステムに関して、担当課が必要とする内容をもう少し明らかにする必要があったのではないかと、十分他市で利用されているシステムを視察するなどそういったことが特に重要だと意見があった。前回は24のシステムの同時改修を想定し、やり遂げられなかった。

今回は段階的に進めていくため、一つ一つのシステムに時間をかけ、同じような失敗がないように、なんとかやり遂げていきたい。

問 10 前回の失敗は最終的なイメージが現場で統一されておらず、機能追加していく中で業者が対応できなくなったこと。まずは、庁内で新しいシステムの機能を明確にしていくことを、情報政策課や業者ではなく担当課でまとめていく必要があるのでは。

答 10 基本的には担当課が中心となってまとめていきたいと考えているが、担当課では今使っているシステムしかわからない。いろいろなデモの実演や他市へ視察に行くなど、情報政策課が中心となって情報収集していく必要がある。

問 11 前回はパッケージを利用し、経費も安くいろんなサービスが受けられるということだったが、今回もパッケージを利用するのか。

答 11 基本的にはパッケージシステムを導入していく。

問 12 マイナンバー対応にかかるシステム改修の財源内訳については、国庫負担が1,950万円のみ。他の市町村でホスト系ではなくサーバー型等で運用している場合

の改修費の6、7割は国庫補助金で賄えると聞いている。宝塚市では国が考える補助対象以上の改修が必要だから改修費が多くかかるのか。

答12 システム改修にかかる国庫補助金については、システムの運用形態や人口によって国が改修費を算出しているが、他市でも補助金は2、3割しか当たらないと聞いている。必ずしも宝塚市の仕組みが高くつくわけではなく、国の改修費見込みが低いと考えている。

問13 システム改修の説明を聞いていると、いろんなパッケージがつぎはぎに組み合わせられている印象がある。もっと統一したシステムを構築する必要があるのではないか。

答13 統一したシステムを導入した場合、カスタマイズが必要となる部分が多く発生することが考えられる。それぞれの業務に適合するパッケージをうまく組み合わせで運用していきたい。

・NTN株式会社宝塚製作所跡地利活用検討事業

・宝塚ガーデンフィールズ跡地利活用検討事業

問14 NTN(株)宝塚製作所と宝塚ガーデンフィールズの各跡地利活用有識者等検討会の委員構成と目的、開催予定回数は。

答14 ガーデンフィールズ跡地については、平成25年度に市民ワークショップで市民の参画を得ながら基本構想を策定。大まかな方針は定めているが、詳細は未定。次の段階として基本設計の発注となるが、前提となる土地利用策がまとめきれていないため、専門家などの意見を聞いて具体的な方針をまとめていく。委員構成としては、都市計画、文化芸術、環境、造園、観光集客などの分野の知識経験者4名、公募市民1名、開催回数は6回を予定している。

NTN(株)跡地についても、平成25年度のワークショップや意見交換を通じて基本構想案を策定。今年度からは基本設計、基本計画の策定にむけ、より専門的な見地での検討が必要と考えている。建築、まちづくり、景観、民間活力導入などの知識経験者4名、公募市民1名の委員構成で、年4回開催していきたいと考えている。

問15 ガーデンフィールズ跡地については、具体的にどのような議論を想定しているのか。

答15 基本設計策定の発注までに仕様を固めていくこととなり、最低限の機能を決める必要があると考えている。今後民間のアイデアなども頂きたいと考えており、あまり細かく決めると意見をもらいにくいので、バランスを考えて進めていきたい。

問16 基本設計は入札とするのか、プロポーザルか。

答16 プロポーザルやコンペなどいろいろな発注方法が考えられるが、まだ決定していない。アイデアをもらえる仕組みで事業者を決定していきたい。

問17 NTN(株)跡地とガーデンフィールズ跡地について、どういう形で基本設計に入っていくのがよくわからない。基本設計に入る前に、有識者等の会議を重ねる前にもっとやるべきことがあるのではないかと考えている。

答17 有識者等検討会ですべて決めていくものではなく、まず庁内検討会で方針を決定し、それに対して意見をいただくことが一つと考えている。また、有識者等検討会にかけて決めていく内容は、ワークショップに参加してくださった方や市民にとって重要な、関心の高いところ。仕組みはまだ明確ではないが、ワークショップに参加してくださった方も含めて意見交換を継続しながら、有識者等検討会で議論していく中で市民ニーズも測り、基本設計するうえで必要な条件を早急に決めていこうと考えている。

問18 有識者等検討会における公募市民に期待する役割や公募時期は。

答18 7月に募集し、検討会の開催は8月初旬を考えている。市民の立場で参画頂くので、市民の目線や利用者の目線でのご意見を頂けると考えている。

問19 市民参画の観点からも市民が参加するという事は重要だが、たった一人でもう意見を取り入れていくのか。今までワークショップにかかわってきた方かそうでない方かで、全く違うことになる。応募が多いときにはどのように選ぶのか。選ぶ基準や条件は。

答19 基準はまだ決めていないが、利活用に関心のある方の応募を期待している。応募があった段階で適正に判断したい。

問20 第5次総合計画ではあえて中心市街地という言葉を使わずに都市核としているが、NTN(株)跡地までを整備の対象とするために中心市街地とした経緯からすると、ここに宝塚市の顔を持つてくる考えはなかったはず。そこまで大きく広げた中で基本計画を策定していいのか。

答20 総合計画においては、湯本町もNTN(株)跡地もすべて都市核と定めており、湯本町は観光文化の中心としての都市核という位置づけであり、NTN(株)跡地は市の顔ということではなく、逆瀬川から地域商業を含めた中での都市核という位置づけであり、一つの都市核の中で機能分担しているような表現を総合計画や都市計画マスタープランの中でしている。語弊があるかもしれないが、湯本町あたりの中心市街地というイメージとは少し違う方針で位置付けられており、それを踏まえて基本方針の議論をワークショップ等を経て進めてきたという状況がある。

問 2 1 NTN(株)跡地の利活用と都市計画審議会とのかかわりは。

答 2 1 NTN(株)跡地の利活用については、都市計画マスタープランで土地利用の基本方針が定められ、それを前提条件として協議を進めていることから、既に都市計画審議会の議論を踏まえて協議をしているといえる。一方で今後良好な土地利用を進めていこうと考えると、いろんな課題がマスタープランに記されており、都市計画の手法を用いた土地利用の誘導も行うべきだと考えている。庁内の検討会の中で都市計画の案を具体化し、プロセスを経て都市計画審議会で審議いただくことになると考えている。

問 2 2 NTN(株)跡地の利活用と市民とのかかわりは。

答 2 2 『ひ・ろ・ば』の部分を市民とどういう風に運営していくのかが大きなテーマであり、そういった議論を今後していきたいと考えている。土地利用そのものについても基本構想ではまだまだ明らかになっていない部分もあり、引き続き意見交換は必要と考えている。

・文化振興事業

問 2 3 文化交流事業委託料の考え方について、なぜ、対象が大分市だけなのか。また、なぜ補正予算となったのか。

答 2 3 災害相互応援協定を結んでいる大分市から文化を中心とした交流の申し入れがあり、先の3月定例会で友好都市の締結について議決をいただいた。その後、大分市と交渉し、今回大分市の夢色音楽祭へ宝塚市の団体を派遣するとの方向がまとまったので6月補正で計上することとなった。

・地域児童育成会待機児童保育助成事業

問 2 4 放課後児童クラブの設置状況について、第一小学校区の2カ所のうち1カ所が運営主体等未定だが、現状は。

答 2 4 現在、開設場所として小学校内のスペースを利用することで学校と調整中。学校では部屋を整備する必要があるが、前向きに検討いただいている。運営については、宝塚市シルバー人材センターと協議中であり、運営時期についても夏前ぐらいからということでおおむね了解を得ている。

・道路維持事業

問 2 5 当初予算で県から提示された点検業務の金額の目安と、今回の点検業務の内容とが食い違っていたから補正が生じたのだと思うが、どこが違うのか。

答 2 5 昨年の秋に橋梁点検を行うにあたり、既にあるマニュアルに基づき点検を行った。内容としては同じ内容のものを考えているが、全国的な調査のため、需要が上がっていることから、そごが生じているのではないか。現在見積りを取っていると

ころではあるが、順次発注していく中で推移を見ていきたい。

・既設公園整備事業

問26 4つの公園の遊具の更新について、更新遊具の対象年齢は。

答26 おおむね幼児から小学生までを対象としている。

問27 少子高齢化が進んでおり、市民の健康づくりも脚光を浴びている。健康遊具というものもあると聞いているが、平成25年度に策定された公園遊具長寿命化計画の中に、健康遊具の導入などは入っているのか。

答27 あくまで既設遊具更新の計画であり、新たな導入については計画に入っていない。

問28 もう少し柔軟に考えて、遊具の更新時に新たな発想で時代やニーズに合った遊具を導入するべきではないか。更新時には、地域に意見を聞いているのか。

答28 周辺自治会などに意見を聞いている。

問29 健康遊具の設置個所は。

答29 市内の26公園80カ所に設置。少子高齢化社会を迎え、有効にご利用いただけるよう、意見をいただきながら切り替えていきたい。

・基金管理事業

問30 奨学金受給者の傾向は。

答30 平成17年度に、一部を残し給付から貸付への条例改正を行ったため、以前に比べて減少しているが、180名前後で推移している。

問31 奨学金制度の告知方法は。

答31 広報たからづか4月号に掲載するほか、高校や大学に案内文を送付。希望者に募集要項等を配布している。

問32 八尾市では、募集定員を上回る398人の申請があったと聞く。宝塚市は奨学金の金額が高いのは良いことだが、制度の周知徹底ができていないのではないか。中学校在学中に高校進学希望者に対し、奨学金制度の案内を配布することはできないのか。

答32 入学支度金貸付制度は案内しているが、奨学金制度は高校入学後にしているのが現状。中学校在学中にできないか検討する。

・財政調整基金取り崩しについて

<p>問 3 3 財政調整基金についての今年度の方針は。</p> <p>答 3 3 阪神・淡路大震災の復興がスタートした影響で、平成 8 年度から平成 19 年度までは基金を取り崩しているが、平成 20 年度以降は平成 21 年度のアピアの破たんにより緊急的に取り崩しをした以外取り崩していない。当初の段階では予算編成上取り崩さざるを得ないが、1 年間の財政運営の中で決算段階には戻すという方法で、基金を取り崩さない財政運営で頑張っている。</p> <p>6 月補正後の段階で 2 億 7 千万円余の取り崩しになるが、残り 9 カ月で元に戻していき、黒字基調で頑張っていく。</p> <p>問 3 4 行財政改革アクションプランでは財政規模の 1 割を下回らない程度として、40 億を一定のめどとしているが、現段階での目標は。</p> <p>答 3 4 行財政改革アクションプランに基づいて財政運営を行っており、財政調整基金についてはおおむね 40 億程度、地方債残高については基本的財政規模 400 億程度で推移をしていきたいということで、平成 27 年度末に向けて達成の方向で頑張っている。ガーデンフィールズや NTN (株) 跡地取得が後年の負担とならないよう考えていく必要があり、新たな目標設定をするというよりも、このまちの活性化や市民サービスの向上のために歳出の部分とのバランスを考えながら新たな施策を考えていく必要があると考えている。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論 1 NTN (株) 宝塚製作所と宝塚ガーデンフィールズの各跡地利活用有識者等検討会の検討すべきところが、どういうハコを作っていくかということに向かっているような気がする。本来は、どう使うかということを決めてからのことであり、もう一度内容の整理が必要であると考えている。</p>
<p>審査結果 可決 (全員一致)</p>

平成26年第2回(6月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第59号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)

議案の概要

平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ16億6,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ255億2,180万円とするもの。

平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費において、歳入が歳出に対して16億6,000万円不足する見込みのため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成26年度の歳入を繰り上げてこれに充てるもの。

論 点 赤字解消対策について

<質疑の概要>

問1 毎年累積赤字があり、繰り上げ充用の議案が上がってくるが、本市の赤字解消対策の現状は。制度上の問題もあり、全国市長会から政府に要望もされているとの答弁も以前にあったが、成果はあったのか。

答1 赤字対策の現状として、国民健康保険運営協議会へ平成25年9月に諮問、平成26年3月3日に答申として、健全化プランの提案をいただいております。内容を精査しているところである。答申は尊重すべきと考えているが、厳しいご意見も頂いており、市として方向性を検討して行かなければならないと考えている。全国市長会から国へ要望を上げているが、具体的な手ごたえはなく、施策改善までにはなかなか至っていない。

問2 新たな一般会計からの法定外繰り入れや、国民健康保険税の見直しが必要ではないかとの意見もあるかと思うが、一般会計からの法定外繰り入れについて、市としての見解は。

答2 公費投入と保険税の値上げについてはバランスよく行う必要があり、庁内で協議中ではあるが合意に至っていない。基本的には、累積赤字をふやさないような対応はできないかと考えている。

問3 単年度赤字、累積赤字とも増加傾向。早ければ平成29年度には保険者が市から県へ変更されるとのことだが、その前に累積赤字解消が必要なのではないか。

答3 広域化する前に赤字解消するのが理想だが、広域化までに最短で3カ年しかなく、単年度で10億円余の一般財源からの負担は難しい。県からも今のところ条件の提示はない。広域化にむけては、各市がまちまちな税率であり、阪神間では宝塚市の税率は低いため、それらも含めて赤字解消対策を検討していきたい。

問4 赤字解消には、一般財源投入と適正な保険税の賦課が必要では。それについて、運営協議会に具体的な諮問をするのか。

答4 平成27年度の運用に反映できるよう、具体的な方向性を盛り込んで諮問していきたい。累積赤字は約16億円と相当な額に上っており、まずは27年度以降、単年度で収支が合うような状況に戻したい。

自由討議

委員A 制度上、繰り上げ充用しなければ成り立たないのでいたし方ないが、毎年繰り返すのはいかがなものか。

委員B 繰り上げ充用が赤字解消策というのは根本的に違うのではないか。がん検診など医療費を抑制するための施策に取り組んでいるか。短期証や資格証明書の発行や、口座引き落としの利用率も低い。支払回数の拡大の取り組みなど、保険税を支払ってもらいやすい環境を作る努力をしてこそではないか。

委員A 一般財源の繰り入れだけというわけではなく、バランスの良い取り組みを行ってほしい。

委員C 国の制度改悪により、国の負担率を減らしたことが国民健康保険が悪化した要因である。また、労働の非正規化により国民の所得を減らし続けていることで、保険税の税収が上がらない構造となっている貧困化問題もある。支出の状況では、健康増進等により医療費をいかに抑制するかに取り組み、貧困化問題については、中小企業を中心とした振興施策や労働者の貧困状態を改善、就労支援などに地方自治体として取り組み、収入部分の悪化問題も視野に入れて取り組まなくてはならないのではないか。

<質疑の概要>

問5 平成23年度、平成24年度に赤字がふえた要因は。

答5 保険給付の増に比べ、税収の増が少なかったため。

問6 急激に赤字がふえた理由は。

答6 平成23年度と平成25年度の比較では、被保険者数はほとんど変わっていないが、70歳以上74歳未満が17.58%から20.74%、60歳以上では50.17%から52.38%と医療を必要とされる受診機会の多い被保険者の割合がふえてきているため。

また、平成24年度の税率改正の効果が出ていない理由は、税率改定により約3億の増収を見込んでいたが、結果的に1億3,000万円の増収であったため。

討 論

(賛成討論)

討論1 16億6,000万円の繰り上げ充用についてはいたし方ないため賛成する。

保険税の値上げや一般会計からの繰り入れについていつも議論されるが、健康を保つことにより医療費を抑え黒字化した自治体はいくつもある。後追いで滞納整理は困難であるため、初めに口座引き落としするようにしている自治体もある。また税の支払回数を10回に増やし、1回に支払う保険税の額を減らして払いやすくしている市もある。保険税を支払わなくても保険証が届くということがないよう、国が制度化した短期証や資格証明書のメリットが活かされていない。担当課が具体的な努力をしない限り抜本的な黒字化はできない。この3年間でしっかりと検討・分析して対応していただきたい。

審査結果 可決 (全員一致)

<p>議案番号及び議案名 議案第61号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>地方税法の一部を改正する法律等が公布され、平成26年10月1日以降順次施行されることに伴い、宝塚市市税条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><主な内容></p> <p>法人市民税 … 法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に引き下げる。</p> <p>個人の市民税 … 上場株式等の配当等と譲渡損益の間でのみ認められていた損益通算の範囲を特定公社債等まで拡大。 所得計算の特例の対象となる口座、いわゆるNISA口座の開設期間を現行の3年間から10年間に延長する。</p> <p>軽自動車税 … 平成27年度以降に新たに取得される四輪車等に係る税率を約1.5倍に、その他の区分の車両にあつては中小企業者等の負担を考慮して約1.25倍にそれぞれ引き上げる。 新規検査から13年を経過した四輪車等に係る税率の特例を設ける。</p>
<p>論点 1 税制改正における市財政と市民生活への影響について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 市税への影響額についての資料の中で、重課課税については初回登録日が管理できていないことから不明のため、試算に考慮していないとのことだが、不明のままにしておくのか。</p> <p>答1 平成28年度課税に向け、国から市へ情報が提供されることになっている。今は間に合っていないが、平成28年度施行には間に合う。</p> <p>問2 地方法人税の創設により1億円ほどマイナスの試算となっているが、その分交付税はふえるのか。</p> <p>答2 地方消費税が1.7%に引き上げられるため、平成26年3月の財政見通しでは、歳入が1,200万円の増となる見込みであり、トータルとしてはほとんど影響がないと考えている。</p> <p>論点 2 税のあり方について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 金融所得課税の一体化として、上場株式の配当等と譲渡損益の間のみで認められていた損益通算について、一定の公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大するとあるが、以前宝塚市でも訴訟となったアルゼンチン債のように、危</p>

<p> 險な投機で損をしても損益通算で下げることができる、税金で救ってもらえる制度ではないか。本来は自己責任であるべきと考えるが、制度としてどうとらえるのか。 答1 株式市場において一般の資金を呼び込み、さまざまな投資により市場の活性化を図ることで経済の活性化を図ることを前提とした制度であると考えている。 問2 大金持ちが上場株式で得た所得や配当利子などで得た利得を、損益で相殺できるという制度ではないのか。 答2 金融商品の扱いにくかった部分を利用しやすくすることにより預金等で固定化されていた資金を市場に流入させることで経済の活性化を進めていきたいということが本来の趣旨。その資金によって経済の活性化が図れた暁には、この制度の良いところが発揮され、これからの日本の経済の進展を期待した制度であると考えている。 </p>	
自由討議	なし
討論	<p> (反対討論) 討論1 国の地方税法改正によるものではあるが反対。国の税制のあり方が、大企業優遇、大金持ち優遇でありひどすぎることが、今回の改正にも見えている。消費税増税と時を同じくして行われるというのも納得できない。 </p>
審査結果	可決 (賛成多数 賛成7人、反対1人)

議案番号及び議案名

請願第36号 『「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書』提出を求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

2013年12月6日、第185回臨時国会において成立した特定秘密の保護に関する法律は、行政機関により恣意的な情報隠しを許すばかりか、市民の知る権利の侵害、取材や調査を含む表現活動の萎縮、身辺調査によるプライバシーの侵害、思想差別、国民監視の合法化、議会制民主主義の破壊を招くなど、重大な問題を数多く含み、日本国憲法や国際人権規約のみならず「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）にも違反するものであり、市民の問題意識も強く、世論調査やパブリックコメントでも過半数が反対、慎重審議を求める意見が8割にもものぼる結果が出ている。

「特定秘密」自体が公開されないため、一般の我々の生活の中にどこにどんな「特定秘密」があるのかさえも分からない。そして、現行犯だけでなく、教唆（きょうさ）・共謀・扇動の段階から処罰される。

法の成立は、市民を蔑ろにし、日本国憲法の3つの基本原理「基本的人権」・「主権在民」・「平和主義」を否定するものである。

<請願の項目>

衆議院・参議院・内閣に、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出を、宝塚市議会に求める。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 「市民の多くが慎重に審議されていないと考える」とあるが、どういう根拠でそう思われるのか。

答1 この法案に対する審議は、衆議院で44時間、参議院ではその半分だった。その時間の長短については、ご意見はあると思うが、修正案は2時間、パブリックコメントの期間も通常1カ月だが2週間であり、十分審議されていないと考えている。

問2 請願文の中に「行政機関により恣意的な情報隠しを許す」とあるが、その根拠は。

答2 特定秘密の範囲が広く、法文の中に「その他」と各所に入っているほか、「何々のおそれ」といったあいまいな表現も多く、拡大解釈ができるような内容になっている。

問3 マスコミの世論調査の結果を見ると、必ずしも廃止という声が過半数ではない。

修正というなら世論とも傾向が一致すると考えるが、なぜ、修正や改正ではなく廃

<p>止なのか。</p> <p>答3 対面調査の結果ではないし、政治のプロが回答しているわけでもない。廃止という発想まで至らない方もおられるだろうし、修正、廃止を含め、必ずしも賛成ではない慎重な意見の方が多いと感じている。</p> <p>問4 「特定秘密保護法の条文の中に、国民の知る権利が確保された。」という国会の中の答弁があったが、それについてどう考えるのか。</p> <p>答4 そのようには認識していない。</p>
<p>自由討議</p> <p>委員A 中身に問題があり、議論も十分ではないと考えているが、国会で本来議論するものであり、廃止まで判断する能力が地方議会にあるのか疑問。国の法律について判断する能力があるのか。市民の総意として意見書を出すことには戸惑いがある。</p> <p>委員B 趣旨は分かるが、とりあえずは通常通り賛否を問えばよいのではないか。</p>
<p>討 論</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論1 根本思想が国民主権からは全くかけ離れた情報統制である。憲法をないがしろにし、権力が国民を縛っていく解釈改憲といった動きもあり、いくら国会答弁で何を言っても法律の条文は解釈次第で何とでもなるものである。情報がだれのためにあるのかという考え方が全く逆になっており、多くの国民が法案制定の経過について不安を持っているということが世論調査でも明らかであるため、請願には賛成。</p> <p>(反対討論)</p> <p>討論2 特定秘密保護法案は、国際常識に沿った情報取り扱いのルールが必要となるため制定された法律。特定秘密に指定されるのは、4つの分野に限定され、今ある秘密より広がることはない。</p> <p>討論3 防衛やテロの心配や恐怖が顕在化される昨今の社会情勢の中で、国民が安心して暮らしていく社会を作っていくことは国の責務。無防備な状態を先送りして、国民を放置することは一国民として非常に心配。特定秘密の保護に関する法律は国民の生命、財産を守るために必要な一つの法案と考えているため請願には反対。</p>
<p>審査結果 不採択（賛成少数 賛成1人、反対6人）</p>

